

平成30年度
知財活用支援事業
大学等知財基盤強化支援
(権利化支援)
公募要領

平成30年4月

目次

1. 目的	1
2. 公募要領の主な変更点	2
3. 支援概要	3
(1) 支援の対象	3
(2) 日本国出願の取扱い	3
(3) 権利の帰属	4
(4) 支援期間及び内容	4
4. 申請要件	6
(1) 申請機関	6
(2) 申請対象となる発明	6
(3) 申請期限	6
(4) 申請方法	7
(5) 技術移転体制等の概要に係る様式	7
(6) (指定国移行段階) 国際調査機関の否定的見解への対応	7
(7) (指定国移行段階) 技術移転が進められている傍証となる文書の添付	8
(8) 申請受付期間	9
(9) 注意事項	9
5. 審議	10
(1) 審議の流れ	10
(2) 審議資料	10
(3) 審査委員会への参加	10
(4) 審議における観点	11
(5) 審議結果の通知	11
6. 支援中・支援終了時の手続き	12
(1) 支援契約の締結と支援費の請求	12
(2) ライセンス活動状況等報告	12
(3) 支援した費用の返還	12
(4) 支援継続の要否判断	13
(5) 支援の終了と支援費の返還	13
(6) その他	13
7. 利用にあたっての注意事項	14
(1) 研究成果展開総合データベース (J-STORE) での公開	14
(2) 大学発新産業創出プログラム (START) 等との連携	14
(3) 申請内容に関する JST 内部開示	15
(4) 申請内容に関する秘密の厳守	15
(5) 権利化支援に関するお知らせ	15
(6) 利用にあたっての注意点	15
8. お問い合わせ先	17
9. 関連資料	18

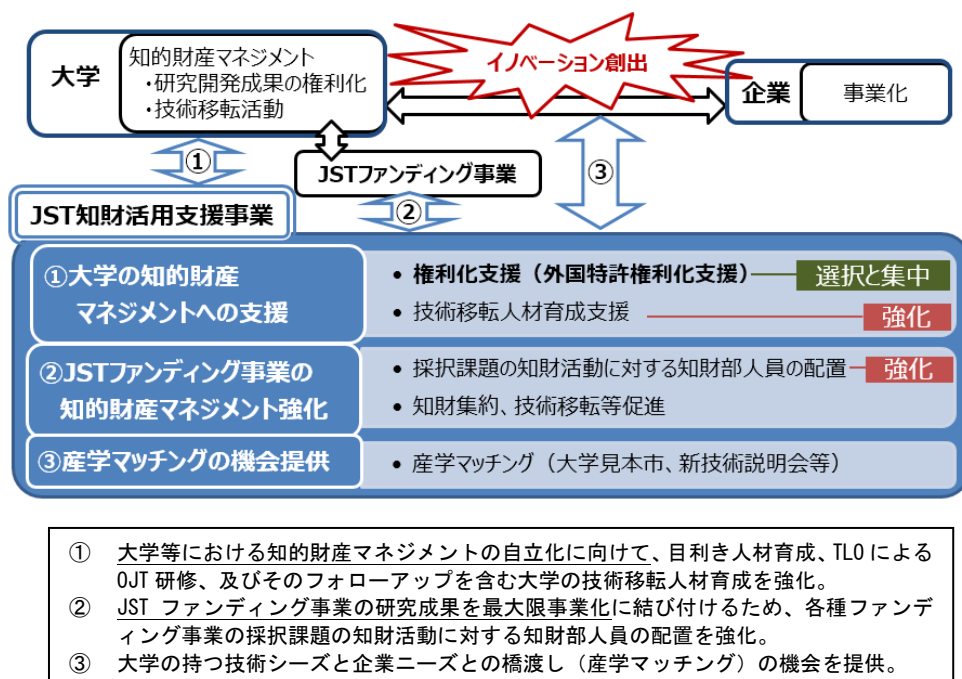
改訂履歴

日付	頁番	内容	
		新	旧
H30. 6. 5		Web サイトの更新に伴いリンク先 URL を修正しました。	
	7	4. 申請要件 (4) 申請方法 ・ご利用方法・入力方法をまとめたマニュアル ・申請様式 ・ファイル転送サービスのご利用	4. 申請要件 (4) 申請方法 ・ご利用方法・入力方法をまとめたマニュアル ・申請様式 ・ファイル転送サービスのご利用
	13	6. 支援中・支援終了時の手続き (3) 支援した費用の返還 ・返還の詳細 (5) 支援の終了と支援費の返還 ・支援終了の詳細	6. 支援中・支援終了時の手続き (3) 支援した費用の返還 ・返還の詳細 (5) 支援の終了と支援費の返還 ・支援終了の詳細
	6	4. 申請要件 (2) 申請対象となる発明 ・但し、平成 29 年度以前に応募し、PCT 出願支援を受ける案件についての指定国移行の継続申請は民間企業等との共同出願及び基礎出願で共同出願であったものについても申請対象とします。	4. 申請要件 (2) 申請対象となる発明 ・但し、平成 29 年度に応募し、PCT 出願支援を受ける案件についての指定国移行の継続申請は民間企業等との共同出願及び基礎出願で共同出願であったものについても申請対象とします。
	7	4. 申請要件 (5) 技術移転体制等の概要に係る様式 ・平成 30 年度より新たに申請要件となった、「申請機関としての海外への技術移転の道筋」については申請添付書類 1 の 4. 「外国出願の必要性、出願希望国とライセンス活動・市場規模等の状況」[本申請案件に関する特許出願・活用戦略及び技術移転計画]に記載ください。申請時点では、実用化に向けたストーリーであって、具体の企業等の了解を取り付けていただく必要まではありませんが、最低限、その発明を実用化した際の技術イメージ及び想定される市場、技術移転先企業について記載してください。	4. 申請要件 (5) 技術移転体制等の概要に係る様式 ・本様式の中で、平成 30 年度より新たに申請要件となった、「申請機関としての海外への技術移転の道筋」について記載ください。申請時点では、実用化に向けたストーリーであって、具体の企業等の了解を取り付けていただく必要まではありませんが、最低限、その発明を実用化した際の技術イメージ及び想定される市場、技術移転先企業について記載してください。

1. 目的

- ・国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、「JST」という）では、平成 15 年度から大学等の外国特許出願の支援を開始し、平成 26 年度には『重要知財集約活用制度』として、平成 28 年度には『大学等知財基盤強化支援』として大幅な見直しを行いました。平成 30 年度も引き続き、「第 5 期科学技術基本計画」の方針の下、大学等特許の実施許諾件数の 5 割増加及び技術シーズの事業化に向けた橋渡しの推進が図られるよう、大学等における知的財産戦略の策定及び知財マネジメントの強化に向けた総合的な支援を行います。
- ・本支援のうち権利化支援では、国公立大学・承認TL0・大学共同利用機関・高等専門学校（以下、「大学等」という）の特許出願であって、大学等が保有することで将来的に技術移転活動及び特許利用の可能性が高いものについて、大学等保有のまま外国特許出願にかかる費用の一部を支援します。
- ・大学等における知財マネジメント強化に向けて、平成 28 年度より申請機関の JST 知的財産審査委員会（以下、「審査委員会」という）への参加を通じて、大学等における外国特許出願や技術移転の狙いをより反映した審議を行い又権利化・ライセンス等技術移転活動に繋がる知見をフィードバックするよう審査委員会の運用を強化してきました。この流れを受けて、本年度より申請機関が審査委員会に参加することを前提として審議を行います。
- ・国の予算編成の中で本事業の必要性や意義、今後の事業継続について問われる中、本制度は大学等のご理解ご協力のもと、近年不断の見直しを継続してきましたが、より厳しい限られた資源の中で真に必要な支援へ、選択と集中を進めていく必要があります。平成 30 年度から、権利化支援においては申請対象を見直すとともに、審議においては「先端技術分野で世界をリードしうる技術に関する国際出願」あるいは「医薬・材料、その他発展の見込める科学技術分野において有望な技術を有し且つ特に支援の必要性が高い大学等」を厳選して支援を行う方向性としします。技術の内容や申請機関による制限のない従前の権利化支援は予算の範囲内で厳正に審議します。申請機関におかれましては、より厳選して申請して頂くようお願いいたします。

知財活用支援事業のイメージ



2. 公募要領の主な変更点

項目	平成 29 年度	平成 30 年度 4 月の新規申請から適用
3. 支援概要 (1) 支援の対象	(権利化支援の不断の見直し) ・民間企業等との共同出願は支援対象、但し大学等（国公立大学・承認 TL0・大学共同利用機関・高等専門学校）の持分が 50%以上に限る。 ・PCT 出願を基本とし、パリ条約ルートへの支援は原則実施しない。	権利化支援における選択と集中の推進 ・将来的に先端技術分野で世界をリードしうる技術に関する外国特許出願あるいは医薬・材料、その他発展の見込める科学技術分野において有望な技術を有し且つ特に支援の必要性が高い大学等による外国特許出願に重点化します。 ・技術の内容や申請機関による制限のない従前の権利化支援は、予算の範囲内で厳正に審議します。 ・大学等（国公立大学・承認 TL0・大学共同利用機関・高等専門学校）のみによる PCT 出願・指定国移行を申請対象とします。<u>民間企業等（国立研究開発法人、公設試等の研究機関、民間企業）との共同出願及び基礎出願で共同出願であったものについての PCT 出願申請、指定国移行申請は申請対象外とします。</u> ※既に PCT 出願支援を受けている案件に関する指定国移行審議の継続審議については申請対象とします。 ・PCT 加盟国に対する直接出願を申請対象外とします。
3. 支援概要 (4) 支援期間	・指定国移行の支援の終了期限は、原則、優先日から 7 年間。	・指定国移行支援の終了期限は、基礎出願日から 7 年が経過した年度の末日とします。
4. 申請要件 (9) 注意事項	・「グリーンイノベーション」「ライフイノベーション」「ナノテクノロジー・材料」「情報通信技術」「社会技術・社会基盤」のうち該当する重点分野を選択。	・『SDGs（持続可能な開発目標）持続可能な開発のための 2030 アジェンダ』で掲げられた世界的な 17 の目標への貢献について、該当するものを選択することとします。
5. 審議 (1) 審議の流れ	・申請機関が審議資料の作成するのを JST 担当調査員がサポート。	・平成 29 年度と同様。但し、JST 担当調査員のサポートは不要とご判断の場合、JST 担当調査員による発明者ヒアリングを経ずに申請機関独自で資料作成頂くことも可とします。
5. 審議 (3) 審査委員会への参加	・国立大学 3 類型のうち重点支援枠③（世界水準）の大学は、申請数の 5 割の参加。	・国立大学 3 類型のうち重点支援枠③（世界水準）の大学は、申請数の 7 割以上、審査委員会に参加ください。

3. 支援概要

(1) 支援の対象

- 大学等で生まれた研究成果に基づく、外国特許出願のうち、国公立大学・承認TL0・大学共同利用機関・高等専門学校（以下、「大学等」という）のみが出願人となっていく、下記1）、2）に該当するもの。
- 平成30年度より民間企業等（国立研究開発法人、公設試等の研究機関も含まれます）との共同出願を基礎出願とするPCT出願申請、指定国移行申請は申請対象外とします。既にPCT出願支援を受けている案件に関する指定国移行の継続審議については、引き続きご申請いただけます。
- 本年度より支援対象を「将来的に先端技術分野で世界をリードしうる技術に関する外国特許出願」あるいは「医薬・材料、その他発展の見込める科学技術分野において有望な技術を有し且つ特に支援の必要性が高い大学等による外国特許出願」と、発明の内容と申請機関の2つの観点より重点化します。
- 技術の内容や申請機関による制限のない従前の権利化支援は、予算の範囲内で厳正に審議します。

1) 国際特許出願（PCT 出願）をこれから行うもの

- 大学等が行った国内出願（以下、「基礎出願」という）に基づく優先権主張を伴う国際特許出願（PCT 出願+指定国移行）（次ページ図中「①PCT+指定国移行」、「PCT 非加盟国への出願」）が支援の対象となります。
- PCT 出願の支援を受けた場合には、指定国移行期限の6ヶ月前までに指定国移行審議の継続申請を行ってください。周辺状況の変化により指定国移行段階での支援が不要となった場合には、PCT 出願支援に関する支援終了申請を行ってください。
- 基礎出願については、米国等の仮出願及び海外の大学との共同研究等に基づく第1国出願が外国特許出願となるものも含まれます。
- PCT 出願（全指定）とするか日本国を指定国から除外するかについては、申請機関の判断に拠ります。
- 原則として PCT 出願段階での翻訳費用は対象外となるため、英語で PCT 出願した際に発生した翻訳費用は申請者負担となります。但し、申請時点で英語での PCT 出願を希望する旨を付記頂き、かつ適切な理由があると審査委員会で認められた場合には、翻訳費用を支援対象とする場合があります。
- PCT 非加盟国を付帯しての申請も可能です。PCT 非加盟国への出願を支援した申請については、指定国移行審議の際に再度、PCT 非加盟国に関する継続支援の可否も審議します。

2) PCT 出願済で指定国移行をこれから行うもの

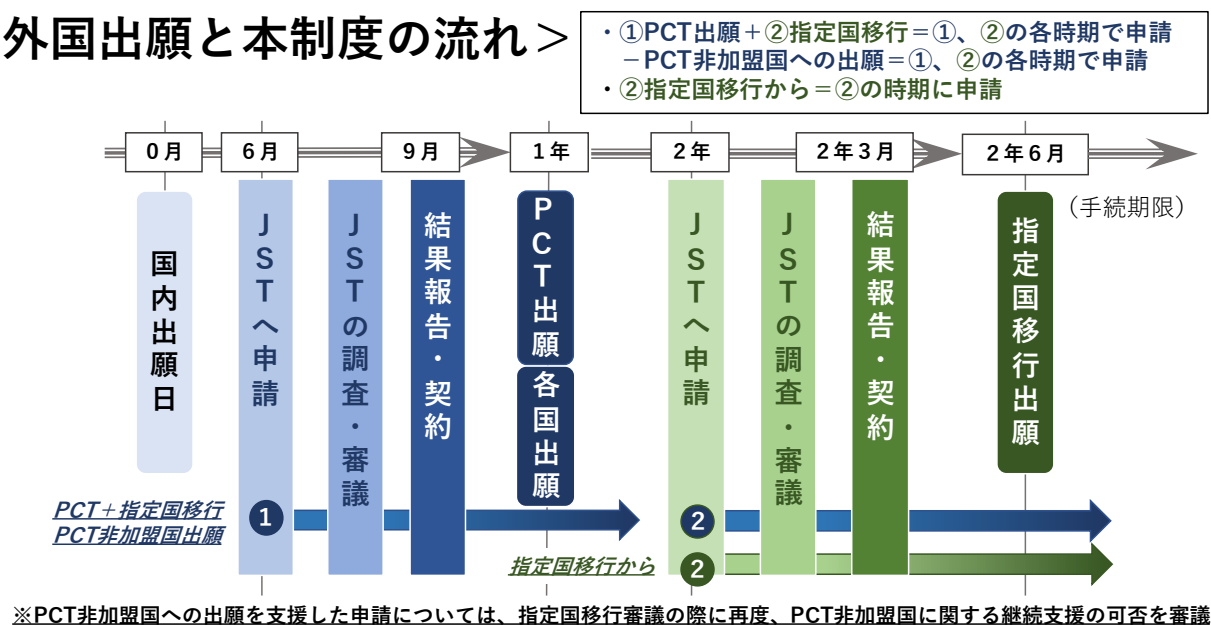
- 大学等が行ったPCT出願後の指定国移行（次ページ図中「②指定国移行から」）が支援の対象となります。1)に申請し、審議の結果、支援の対象とならなかったものも、再度、申請することができます。
- PCT出願については、米国等の仮出願及び海外の大学との共同研究等に基づく第1国出願が外国特許出願となるものを基礎としたPCT出願も含まれます。
- 指定国移行段階からの新規申請の場合、PCT出願費用・日本国への移行費用は支援対象外とします。また、本段階からのPCT非加盟国を付帯しての申請も支援対象外とします。

(2) 日本国出願の取扱い

- 日本国出願に係る費用は支援対象外とします。なお、PCT 出願の支援決定に基づき JST 申請前の日本国特許庁に係属した状態に戻す観点から、日本国への移行書面提出費用に限り支援対象とします。

- 但し、基礎出願が米国等の仮出願あるいは外国特許出願の場合には、上記の観点から日本国出願に係る費用は支援対象外とします。
- 支援対象は、日本国への移行書面の提出（PCT19 条補正・34 条補正の写しの提出を含む）に係る公的費用及び付随する代理人費用（翻訳料は対象外）に限ります。

< 外国出願と本制度の流れ >



(3) 権利の帰属

- 特許を受ける権利及び特許権は出願人（申請機関＝大学等）に帰属します。
- 申請機関は、有用な権利の確保、その特許を受ける権利及び特許権の実施に努めてください。

(4) 支援期間及び内容

- 指定国移行支援の終了期限は、基礎出願日から7年が経過した年度の末日とします。これは、支援対象となった特許の早期権利化及びライセンスを促進するとともに、限られた予算の中で支援対象を拡充するための措置です。特に欧州特許は権利化まで時間がかかることが多いため、早期権利化のための早期審査手続を推奨します。
- 基礎出願日から4年が経過した年度以降に毎年、支援の見直しを行います。

1) PCT 出願費用・指定国移行出願費用に関する支援

- 支援決定後に申請機関と JST との間で締結する「権利化支援に関する契約書」及び「権利化支援に関する契約約款」（以下、「支援契約書」という）に基づき、外国特許出願に係る費用のうち支援対象外費用を除いた額の8割を支援します（残る2割及び支援対象外費用については申請機関でご負担ください）。
- 支援契約書については、巻末あるいは当支援の Web サイトをご参照ください。当支援を受けるためには申請機関と JST との間で契約の締結が必要となりますので、内容をご確認ください。
 Web サイト http://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_01boshu30.html
- 支援経費の概要は以下の通りです。請求については、「6. 支援中・支援終了時の手続き」もご参照ください。

1. 特許出願・審査に係わる公的費用

- 出願手数料
- 出願審査請求手数料（特許権が発生した後の維持費用は支援対象外）

2. 特許出願・審査に係わる弁理士費用・翻訳料等

- 出願書類作成費用、翻訳料、現地代理人費用、審査対応費用等
- 特許権が発生した後の維持費用の納付に伴う代理人費用は支援対象外

3. JSTへの請求期限

- 「権利化支援に関する契約約款」に定める支援期間内に発生した費用について、その発生の日（現地代理人の請求書発行日。現地代理人を介さない手続きの場合は国内代理人の請求書発行日）から1年以内に請求してください。
- 請求期限に関わらず、速やかなJSTへの請求にご協力をお願いします。なお、年度末等ではJSTから申請機関に請求書送付時期を指定する場合があります。その場合には、上記の期限によらず、別途通知する指定期間内に請求いただけます。

4. その他

- 翻訳については、英語から日本語への翻訳費用及び1言語につき税抜き100万円を超える費用は請求できません。支援割合が100%ではない場合、前述の税抜き100万円に支援割合を掛け合わせた額が上限となりますことご注意ください。
- 他の公的機関からの支援や、国立大学法人等の費用免除・軽減措置などで特許出願等の経費の支援を既に受けている場合には、支援費用の請求が重複しないようご注意ください。
- 支援対象外費用の詳細については「権利化支援に関する契約約款」あるいは「事務処理要領」にてご確認ください。

2) 特許性評価・技術評価に関する支援

- 申請に対して、外部有識者からなる審査委員会により、特許性評価・技術評価を行います。その結果は、申請機関にて有効に活用いただくため、支援の可否とともに報告します（後述の「5. 審議」に関連事項を記載）。
- また、案件を担当する特許の目利き（JST特許主任調査員（以下、「JST担当調査員」という））が、必要に応じて特許性・有用性に関する調査及び権利強化のための助言等を行います。

4. 申請要件

(1) 申請機関

- 申請機関は大学等（国公立大学・承認TL0・大学共同利用機関・高等専門学校）に限ります。国立研究開発法人、公設試等の研究機関、民間企業が申請機関となることはできません。
- 大学等による共同出願の場合は、出願機関の間で協議の上、代表する一機関（以下、「代表申請機関」という）から申請してください。受理通知・決定通知等は代表申請機関にのみ送付します。
- 代表申請機関は、自らを「代表申請機関」、他の支援希望機関を「共同申請者」として申請してください。共同申請者についても、電子公募システムの登録が必要となります。申請漏れの場合、その機関への支援はできませんのでご注意ください。電子申請については「(4) 申請方法」をご参照ください。
- 大学等の共同出願の場合は、原則、持分比率と費用負担比率を同じとしてください。これら比率が異なる場合には、持分比率と費用負担比率のいずれか低い比率を、その機関の支援割合とします。（その場合、全申請機関あわせても支援割合が100%にならないことがあります。）
- 代表申請機関又は共同申請者の発明者及び申請担当者は、発明者ヒアリングや審査委員会等において、日本語で対応してください。

(2) 申請対象となる発明

- 国内だけでなく海外への技術移転が想定される発明を対象とします。
- 本年度より新規申請において、大学等（国公立大学・承認TL0・大学共同利用機関・高等専門学校）のみによるPCT出願・指定国移行を申請対象とします。民間企業等（国立研究開発法人、公設試等の研究機関も含みます。）との共同出願及び基礎出願で共同出願であったものについてのPCT出願・指定国移行は申請対象外とします。
- 但し、平成29年度に応募し、PCT出願支援を受ける案件についての指定国移行の継続申請は民間企業等との共同出願及び基礎出願で共同出願であったものについても申請対象とします。
- 平成30年度から、権利化支援においては申請対象を見直すとともに、審議においては「先端技術分野で世界をリードする技術に関する国際出願」あるいは「医薬・材料、その他発展の見込める科学技術分野において有望な技術を有し且つ特に支援の必要性が高い大学等」を厳選して支援を行う方向性としています。
- 従前に引き続き、本年度も以下のものは申請受理の対象外となります。
 - 新規性喪失の例外規定（特許法第30条）を適用した国内出願に基づく外国特許出願
 - 特許を受ける権利及び研究者等の個人のみに帰属する特許権に基づく外国特許出願

(3) 申請期限

- PCT出願・PCT非加盟国への出願については、外国特許出願期限の6ヶ月前までに電子申請を行ってください（複数の優先権を伴う場合は最先の日から6ヶ月以内）。より強い特許にするための準備時間の確保のため、国内基礎出願後、早めの申請を推奨します。
- 指定国移行（指定国移行段階からの新規申請・PCT出願支援中案件の継続申請）については、指定国移行期限の6ヶ月前までに電子申請を行ってください。
- PCT出願の支援が決定した案件についても、指定国移行段階での支援の継続を希望する場合には、移行期限の6ヶ月前までに改めて指定国移行に関する継続審査の申請を行う必要があります。
※PCT出願段階で権利化断念や譲渡等で指定国移行申請を行わず、支援の終了を希望される場合は、終了申請を行ってください（申請の結果、否受理あるいは申請の取り下げとなった場合、審査委員会において支援しないことが決定した場合には、支援終了申請は不要です）。

(4) 申請方法

- 本支援への申請は、JST電子公募システム (<https://pas.jst.go.jp/>) より行ってください。
ご利用方法・入力方法をまとめたマニュアルが、以下のWebサイトよりダウンロードできます。
Webサイト http://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_01boshu30.html#CONTENT_1_4
- 初めて本支援を利用される機関には、事前にJST電子公募システム用のユーザID・パスワードを発行しますので kenri@jst.go.jp まで電子メールにてお問い合わせください。なお、共同申請者として支援を利用される場合も事前登録が必要です。予め共同申請者にご確認ください。
- 申請様式は、巻末の様式集あるいは以下のWebサイトをご参照ください。
Webサイト http://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_01boshu30.html
- 電子公募システムにアップロードできるファイルサイズは10MBまでとなっています。10MBを超えるデータの提出には、JSTで用意するファイル転送サービスをご利用ください。
Webサイト：http://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_01boshu30.html#CONTENT_1_9
- 電子データによる提出ができなかった文献等の追加提出物は、対象となる案件のJST整理番号等を明記の上、p.17記載の「[8. お問い合わせ先](#)」まで送付ください。簡易書留等を推奨します。
- 電子公募システムでは申請状況が確認できます。登録直後のステータスは「受理待ち」となり、JSTで内容を確認後に「受理」とした上で、電子メールで「受理のご連絡」を送付します。申請を行ったのにも関わらず「受理待ち」とならない場合には、申請番号あるいは出願番号及び代表発明者氏名（姓）を沿えて、kenri@jst.go.jpまでお問い合わせください。
- 発明内容に関連する学会・論文発表、卒業論文・修士論文、博士論文発表会等については、その公知日を明確にし、公知日が国内基礎出願よりも前であれば「発明概要」に公開された内容と申請対象発明との差異を明記してください。なお、「公開」は相手の多寡を問わず、1名であっても守秘義務を持たない人に見せた場合、書面での証拠が残らない場合でも公開にあたります。
- 特許法条約(PLT)に対応した特許法改正（平成28年4月1日施行）に伴い、下記に該当する出願を基礎とした外国特許出願の支援を申請する場合は、権利化を図ろうとする発明を記載した特許請求の範囲、明細書及び図面を添付してください。
 - ・ 特許法第38条の2関係に基づき、特許請求の範囲を付けずにした特許出願
 - ・ 特許法第38条の3関係に基づき、先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願米国仮出願についても、同様に、権利化を図ろうとする発明を記載した特許請求の範囲、明細書及び図面を添付してください。

(5) 技術移転体制等の概要に係る様式

- 大学等自身の知財戦略策定及び知財マネジメント強化に向けて、大学の特許戦略立案や技術移転活動に関する様式（申請添付様式2）の提出を要件とします。
- 平成30年度より新たに申請要件となった、「申請機関としての海外への技術移転の道筋」については申請添付書類1の4.「外国出願の必要性、出願希望国とライセンス活動・市場規模等の状況」[本申請案件に関する特許出願・活用戦略及び技術移転計画]に記載ください。申請時点では、実用化に向けたストーリーであって、具体の企業等の了解を取り付けていただく必要まではありませんが、最低限、その発明を実用化した際の技術イメージ及び想定される市場、技術移転先企業について記載してください。

(6) (指定国移行段階) 国際調査機関の否定的見解への対応

- 国際調査機関の見解書又は国際予備審査報告において主要な請求項の特許性（うち特に進歩性）があると認められた案件についてのみ受理します。

<国際調査機関の見解書又は国際予備審査報告の例>

(※PCT 出願時の請求項 10 個が調査対象となっている例)

		ケース 1	ケース 2	ケース 3
進歩性	請求の範囲	有	2, 5 有	1-10 有
	請求の範囲	1-10 無	1, 3, 4, 6-10 無	無
		「受理しない」	「受理する」	

- さらに、新規性又は産業上利用可能性の項目で全請求項に否定的見解が残る場合には、国際予備審査請求を行ってください。その際、国際予備審査請求書の第 IV 欄（国際予備審査に対する基本事項）4 にチェックを入れ、国際予備審査の早期開始希望を行ってください。また、国際予備審査機関の見解書が届いていない場合であっても、指定国移行期限の 6 ヶ月前までに JST に申請してください。但し、審議前に国際予備審査報告書（優先日から 28 ヶ月以内等に送付）の提出がない場合には、審議対象外となり申請を取り下げてください。
- JST は、特許性の有無について断定的な判断を行うことはできないため、国際調査機関の見解書又は国際予備審査報告の結果を尊重します。
- 国際調査機関の見解とは異なる判断を下す国もあるため、国際予備調査の結果を考慮した対応は得策とは言えず、非公式な調査結果のみで対応する、という考え方もありますが、全ての請求項の特許性が否定されている場合には、支援する根拠が不足しているという考えにより審議対象外としています。

(7) (指定国移行段階) 技術移転が進められている傍証となる文書の添付

- 指定国移行段階の申請では、その研究成果の実用化がまさに進展途上にある等の、支援が真に効果を上げるであろうと認められるものに限り受理し、厳正な審議の上で支援を決定します。
- したがって、指定国移行段階の支援申請には、技術移転活動がなされている傍証として、その発明が活用される実施許諾契約や共同研究契約等の文書を添付することを受理要件とします。
具体的には以下の基準にて該当するか否かを判断します。いずれも記載される出願番号・特許番号等の番号や当該特許を利用する研究・技術内容等を確認します。文書中に出願番号や発明・技術の用途が明記されていない場合、申請機関にて補足の記載をしてください。
- 以下のいずれの書面においても、その発明の内容や活用に関する箇所以外の文面等は、黒塗りとする等の対応を取られても構いません。

【申請可とするもの】

- 当該発明に関する民間企業等との実施許諾契約書類（※）
- 当該発明に関する民間企業等との共同研究契約書類（※）
- 申請案件に係る試料提供契約（MTA : Material Transfer Agreement）（※）
※以上の 3 点については、申請時には交渉進捗中の契約書案等の文書で構いませんが、審査委員会開催の 1 ヶ月前までに当事者間合意の契約案を提出してください。期日までにお送りいただけない場合には、審議対象外となり申請の取り下げとなります。
- 特定の企業との連携以外で技術移転を目指す場合、実用化に向けた活動の進展等が合理的に説明され得る書類
(例) 医師主導治験の計画書、技術研究組合との連携の計画書
- 申請添付書類 4（申請機関にてベンチャーを設立することにより実用化を目指す場合）
- その他、当該発明に関して何らかの収入が発生していることを証する書類

【申請不可とするもの】

- 秘密保持契約（NDA : Non Disclosure Agreement）
- 技術移転機関への技術移転活動の業務委託契約書類等
- そのほか、申請案件の技術移転の傍証とは認められない書類

(8) 申請受付期間

平成30年度中 随時

(9) 注意事項

- 申請に際し、提案する発明について、『SDGs（持続可能な開発目標） 持続可能な開発のための2030 アジェンダ』で掲げられた世界的な17の目標への貢献について検討し、申請添付書類1：発明概要にて該当するものを選択してください（最大3つまで選択可）。
JSTにおけるSDGsへの取り組み <http://www.jst.go.jp/sdgs/index.html>
- 従前の特許化支援制度にて、認定された特許群に該当する場合、発明概要の所定の箇所に特許群番号を入力してください。

5. 審議

(1) 審議の流れ

- 申請内容についてのJST担当調査員による調査結果及び発表を基に、外部有識者からなる審査委員会における書類査読及びヒアリング審査により審議を行います。
- 申請から審査委員会までのおおよその流れ
 - 申請内容確認後、JST知財審査委員会事務局より受理通知を送付します。
※申請内容に不備がある場合は否受理となりますのでご注意ください
 - 申請機関は、JST担当調査員と連携し知財委員会の審議資料を準備してください。
※JST担当調査員は申請内容に基づく調査及び発明者へのインタビューを行い、発明内容の明確化、特許請求項の整理、市場性調査等、資料作成の準備段階よりサポートします。
※JST担当調査員のサポートは不要とのご判断の場合、JST担当調査員による発明者ヒアリングを経ずに申請機関独自で資料作成頂いても構いません。
 - 出願期限の2ヶ月前を目途に、審査委員会にて審議します。申請機関の知財担当者・技術移転担当者・発明者等は、Web会議システムを通じて審査委員会における質疑応答に対応ください。
 - 審議結果については、審査委員会の終了後速やかにJST担当調査員より概要を連絡した上で、概ね1ヶ月後を目途に文書にて通知します。

(2) 審議資料

- 審議資料は、発明の概要、発明の特徴、特許性（請求項・出願明細の概要、先行技術との比較）、有用性（技術移転の状況、市場規模、先行技術に対する比較優位性等）、その他の追加情報からなります。JST担当調査員と連携し資料を作成してください。
- 申請機関は、当該申請に係る「知的財産出願・活用戦略及び技術移転計画」についての説明資料（PowerPoint形式、様式自由、2枚程度）を作成してください。
- 申請機関で全ての資料を作成される場合は、PowerPoint形式、A4サイズ横その他様式自由、15ページ程度にて作成してください。その構成や発明のポイントの絞り込み等、JST担当調査員がアドバイスします。
参考 http://www.jst.go.jp/chizai/pat/doc/happyo_shiryo_sakusei_point_v2.pdf
- 審査委員会に申請機関が参加される場合、審査委員会による審議資料の書類査読終了後、JST担当調査員より結果のフィードバックをしますので、質疑応答の参考としてください。必要に応じて質問への回答やデータ追加等を行う場合は、2枚程度以内にまとめて審査委員会の2日前までにJST担当調査員へお送りください。
- なお、審査資料の作成にあたりJST担当調査員が独自に入手し使用したデータについては、著作物保護の観点より本審査以外の目的に使用することはできません（二次利用はお控えください）。

(3) 審査委員会への参加

1) 概要

- 申請機関（知財担当者、技術移転担当者、発明者等）側から実用化に向けた構想、大学としての外国出願や技術移転への狙いについて、審査委員会にて説明ください。また、審査委員会への参加を通じて、権利化やライセンス活動に参考となる委員会からのコメント等を直接受け取り、今後の知財マネジメントに役立てていただくことが本取組の狙いです。
- 審議においては特に質疑応答について、資料には記載のない発明の詳細や予備データ、最新の技術移転状況等について、申請機関より直接ご回答いただくことを想定しています。
- なお、国立大学3類型のうち重点支援枠③（世界水準）の大学においては、申請数の7割以上にて審査委員会に参加ください。

- ・ 審査委員会への参加についての詳細・最新情報は以下のWebサイトを参照してください。

Webサイト http://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_06sanka.html

2) 参加申し込み

- ・ JST担当調査員から審査委員会開催日が通知されましたら、参加の有無を検討してください。
- ・ 審査委員会に参加される場合には、開催日の約5週間前までに以下の参加申し込みフォームから、申込みを行ってください。

参加申し込みフォーム https://form.jst.go.jp/enquetes/sanka_01

3) 申請機関からの参加者

- ・ 申請機関の知財担当者、技術移転担当者（承認TL0の担当者を含む）、発明者等に限ります。
- ・ 技術移転先企業、弁理士事務所等の申請機関外の方は参加できません。

4) 審査委員会での説明

- ・ 審査委員会の委員は、発表資料を事前に査読した上で審査に臨みますので、申請機関側で説明する場合、論点を押さえた簡潔な説明をお願いします。JST担当調査員が主に説明を担当し質疑応答は申請機関が行う、などの役割分担による参加も可能です。

5) Web 会議システムの利用

- ・ 審査委員会にはWeb 会議システム（無償）を利用して参加することができます。
- ・ 初めて接続を行う際は、審査委員会開催の3週間前までにJST 知的財産審査委員会事務局（Web 会議担当）と接続テストを行います。審査委員会当日の通信時間は午前中の接続確認と審議の合計30分程度です。

(4) 審議における観点

1) PCT 出願支援

- ・ 特許性はもとより、市場性、社会公共性等を勘案し、以下のいずれかに該当するものを支援します。
 1. 技術の大幅な進歩を促すことが期待される画期的な着想に基づく発明
 2. 将来我が国の新規産業基盤を形成する可能性のある発明
 3. 大学等自身による戦略的な知的財産の保護・活用により大学知財基盤強化に資する発明
- ・ 国際競争力強化の観点から、特に市場性や技術製品輸出の可能性等について「権利化支援における評価判定の基本的な考え方」の評価基準等を総合的に考慮しつつ、これまで以上に審査を厳格化し、真に国益に資する技術を厳選して支援します。

※「権利化支援における評価判定の基本的な考え方」

Web サイト <http://www.jst.go.jp/chizai/pat/doc/kangae.pdf>

2) 指定国移行支援

- ・ 指定国移行の審議においては、上記の審議観点に加え、移行国及び支援継続の必要性を、国際調査報告及び国際調査機関の見解書、特許性に関する国際予備報告[特許協力条約第2章]（＝国際予備審査報告）、出願希望国における市場性や技術・製品輸出の可能性等の観点から審査します。

(5) 審議結果の通知

- ・ 審査委員会の終了後、JST 担当調査員より審議結果の概要を申請担当者へ通知します。
- ・ 正式な審議結果は、審査委員会の概ね1ヶ月後を目途に「審議結果通知書」にて通知します。
- ・ PCT 出願支援時の「条件」については、指定国移行申請の審議までに達成する必要があります。

6. 支援中・支援終了時の手続き

(1) 支援契約の締結と支援費の請求

- 契約書は、代表申請機関、各共同申請者とそれぞれ個別に締結します。
- 契約締結後は、自機関の契約書に基づき、各機関それぞれ独自に請求を行ってください。
- 請求についての詳細は、以下のWebサイト「各種申請(取下・譲渡・登録情報等の変更)」にてご確認ください。
Webサイト http://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_03etc.html
- 平成29年度以後に申請した案件では、外国特許出願に係る費用のうち支援対象外費用を除いた額の8割を支援します。
- 支援費の請求は精算払いとします。精算請求書に証拠書類を添付して、貴機関名でJST宛に郵送してください。

(2) ライセンス活動状況等報告

- 支援中の外国特許出願の技術移転状況及び支援の効果を把握するため、「権利化支援に関する契約約款」第9条の規定に基づき、Webフォームを使用してライセンス活動状況等を調査します。
- 調査は、簡易版と詳細版に分けて実施します。簡易版は5-6月に行われるJST法人評価(本事業の評価)のため、また詳細版は翌年度以降の予算要求や事業見直しの基礎資料及び支援継続の判断資料として使用します。
- 当支援の効果及び今後の改善の参考とするため、別途、年1回、権利化進展状況調査及び支援に関するアンケート調査も同じくWeb入力形式により実施しております(平成30年度下期の予定)。
- 過去の調査結果については、以下のWebサイトで公開しています。
Webサイト <http://www.jst.go.jp/chizai/seika1.html>

(3) 支援した費用の返還

- 支援対象となった特許を受ける権利あるいは特許権に基づいて申請機関が実施料収入や譲渡収入を得た場合、「権利化支援に関する契約約款」第4条あるいは第6条に基づき、支援額の全部又は一部の返還となります。
- 一部の支援国についてのみ実施料や譲渡収入が発生した場合は、当該支援国毎に実施料収入、JSTの支援費を計算し判断します。この場合、当該支援国に発生した費用に、各支援国に共通に発生した費用(PCT出願費用など)を支援国数で割った金額を加えた額を、支援国の特許権に対しJSTが支援した費用とします。
- 返還の詳細につきましては、以下のWebサイトをご参照ください。
Webサイト http://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_07web_questionnaire.html#CONTENT_1_2

1) 実施料収入が得られた場合

- 実施料収入(一時金、ランニングロイヤリティー、不実施補償金、技術開示料オプションフィー、その他名称を問わず本特許権又はその特許を受ける権利に関して申請機関が第三者から収受したものと機構が認める対価)が得られた場合には、各年度の収入全体の50%をJSTに返還してください。返還費用累計の上限はJSTが負担した出願費用等の実費相当額とします。
- 実施料収入の返還額累計がJSTの支援費の合計に至ったときは原則として支援終了としますが、申請機関から支援継続の希望がある場合は別途相談に応じます。

2) 第三者へ権利譲渡した場合

- 特許を受ける権利又は特許権を第三者へ譲渡した場合は、速やかにJSTに報告してください。
- 譲渡に伴う収入を得た場合には、譲渡価格から大学等の自己負担分(外国特許出願に係るJST支援対象外の費用)及び当該特許の譲渡に要する費用(譲渡に伴う活動費用、名義変更費用、発明者へ

の還元分)を控除した額を返還してください。返還費用累計の上限はJSTが負担した出願費用等の実費相当額とします。

(4) 支援継続の要否判断

- 支援中の外国特許出願について、JST では外国特許出願 (PCT 出願等) から 3 年経過時以降等に、継続的に支援継続の要否の見直しを行います。
- 継続要否の判定にあたっては、大学等の主体的な判断を推奨するとともに、技術移転活動の状況等を評価するため、上記 (2) ライセンス活動状況等報告における「技術移転状況」を用います。
- 一つひとつの出願ではなく、特許群やファミリー単位での権利化・活用の観点での見直しも積極的に行います。

(5) 支援の終了と支援費の返還

- 原則として、以下の場合に支援を終了します。
 1. 大学等の活動により実施許諾が行われ、実施料収入に基づく返還額累計がJSTの支援費の合計に至ったとき。
 2. 支援国における特許を受ける権利又は特許権が第三者へ譲渡されたとき。
 3. 当該指定国における本出願について移行手続きに関して支援すべきでないと判断したとき。
 4. PCT出願の支援について、「権利化支援に関する契約」の締結の日から 3 年が経過した年度の末日。
 5. PCT非加盟国への出願及び指定国移行の支援については、優先日から 7 年が経過した年度の末日。複数の優先権を伴う場合には、最先の優先日から起算します。
 6. 申請機関から終了申請がなされたとき。
 7. 上記 (4) により、外国特許出願 (PCT出願等) から 3 年経過時以降等にJSTが支援の必要性を見直し、支援の必要性が認められないと判断したとき
 8. その他、契約違反が生じた場合等 JST が必要と判断したとき。
- 本支援は、支援終了となった際にこれまでに申請機関が受けた支援費を返還が必要となります。
- 但し、大学等の責によらずして本特許出願について拒絶査定又は無効が確定した場合、又は、対象の特許が陳腐化した場合や権利化・活用の見込みが著しく低下した場合など、国費による支援を早期に終了すべきと JST が判断した場合は、大学等からの支援終了の希望に基づく場合でも返還を要しないものとします。
- 支援終了の詳細につきましては、以下の Web サイトをご参照ください。
Web サイト http://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_03etc.html#CONTENT_1_8

(6) その他

- 本公募要領は、平成30年度中においても見直される場合があります。また、特許法の改正等により見直される場合もあります。その際にはWebサイト等で別途ご案内します。

大学等知財基盤強化支援<権利化支援>Webサイト：

http://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_00summary.html

7. 利用にあたっての注意事項

(1) 研究成果展開総合データベース (J-STORE) での公開

- JST では特許の実用化を積極的に推進するため、申請添付書類 1 (発明概要) の「6. JST 等、他事業の利用希望」にて掲載を希望された特許情報について J-STORE へ掲載し公開します。

J-STORE <http://jstore.jst.go.jp/>

(J-STORE と確認書を締結されている大学等が対象になります。締結されていない大学等の方はこの際に締結をお薦めしますので、J-STORE 担当部署までご連絡ください。)

- 未公開の特許出願 (出願から 1 年 6 ヶ月未満のもの) の公開する項目は、申請機関の希望によりますが、発明の名称、出願人、発明者、出願番号、50 字程度の技術の概要 (申請機関で作成) です。未公開の特許出願の掲載に関しては、別途 J-STORE 担当部署よりご連絡します。
- J-STORE に掲載するまで時間が掛かる場合がありますので、早期掲載をご希望の方は J-STORE 担当部署へご連絡ください。
- なお、J-STORE に公開しますと企業等から、具体的な問い合わせやライセンスの希望が寄せられることがあります。その対応は申請機関にてお願いします。

【J-STORE に関する連絡先】

JST 知的財産マネジメント推進部 知財集約・活用グループ

TEL: 03-5214-8293 FAX: 03-5214-8476

E-mail: j-store@jst.go.jp

(2) 大学発新産業創出プログラム (START) 等との連携

- 大学発新産業創出プログラム (START) では、大学等発ベンチャーの起業前段階から研究開発・事業育成のための公的資金と民間の事業化ノウハウ等を組み合わせることにより、リスクは高いがポテンシャルの高いシーズに関して、事業戦略・知財戦略を構築し、市場や出口を見据えて事業化を目指します。
- ポテンシャルの高いシーズの事業化のさらなる推進を図るため、「権利化支援」と START が連携することにより、研究者が「権利化支援」の申請の際にご登録いただいた技術シーズ情報を事業プロモーターに開示できる仕組みを設けております。大学等発ベンチャーとして有望な技術シーズの場合、事業プロモーターが、事業化プランの申請に向けて更なる検討 (デューデリジェンス等) を行います。(なお、事業プロモーターは本事業での活動に際し、JST と秘密保持を含めた契約書を締結しておりますので、特許申請内容等を他に漏らすことはございません。)
- この連携制度を活用して、発明者が START プロジェクト支援型の公募において技術シーズ情報として、発明概要の登録をご希望の場合は、発明概要「6. JST 等他事業の利用希望」の欄のうち、『「大学発新産業創出プログラム」の公募情報の提供を希望する』にチェックをお願いします。申請後、START 事務局より、登録のご案内をします。

STARTの詳細については、STARTホームページ (<http://www.jst.go.jp/start/>) をご参照いただくか下記連絡先までお問い合わせください。なお、本事業への通常の申請の場合、平成30年度は研究者から事業プロモーターへの技術シーズの申請の締め切りを平成30年3月14日 (第1サイクル)、平成30年5月9日 (第2サイクル) としており、プロジェクト開始は8月頃 (第1サイクル)、10月頃 (第2サイクル) を予定しております。本連携制度によるSTARTへの申請をご希望の場合は、できるだけ早い段階で権利化支援へ申請するようお願いいたします。

【事業内容全般に関する連絡先】

JST 産学連携展開部 START 事業グループ

〒102-0076 東京都千代田区五番町 7 K' s 五番町

TEL: 03-5214-7054

E-mail: start-boshu@jst.go.jp

(3) 申請内容に関する JST 内部開示

- 申請内容は、本支援の目的に限り使用します。
- 但し、申請機関からのご希望により、JSTのファンディング事業の担当部署に申請内容を開示することがあります。なお、JST実施事業への申込は別途必要である点、ご留意願います。希望の場合には、申請添付書類 1（発明概要）の「6. JST等、他事業の利用希望」にて「希望する」を選択してください。

(4) 申請内容に関する秘密の厳守

- 申請書あるいはヒアリング時に提供された資料は返却しません。
- 申請書は、申請機関の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。申請内容に関する秘密は厳守します。詳しくは以下のWebサイトをご参照ください。
Webサイト <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15H0059.html>
- JST職員は科学技術振興機構法第16条により又審査委員会の委員は委嘱契約書により、その職務に関して知ることのできた秘密について守秘義務が課せられております。本守秘義務については、その職を退いた後も引き続き課せられます。

(5) 権利化支援に関するお知らせ

- 申請方法、運用上のお知らせ等は随時、以下のWebサイトに掲載しますのでご参照ください。
大学等知財基盤強化支援＜権利化支援＞：http://www.jst.go.jp/chizai/p_s_00summary.html
- 公募開始や請求要項の改定等、支援全体に係る連絡を一斉配信メールで行う場合があります。一斉配信メールの受信先を追加されたい場合には、「[8. お問い合わせ先](#)」までお知らせください。

(6) 利用にあたっての注意点

1. JST が提供する先行技術文献名等の情報は、米国 IDS の情報開示等の対象となることがありますのでご留意ください。情報開示義務を果たさなかったこと等により申請機関に不利益が生じたとしても JST は責任を負いかねますので、ご承知おきください。
 2. 支援が決定した申請に関する情報（制度名、JST 整理番号、申請機関名、発明者氏名、発明の名称、支援金額及び期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。
 3. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）
 - ・ 研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。
 - ・ 日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。
- ※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工

作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需用者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。

- ・物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります
- ・経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。
 - ・ 経済産業省：安全保障貿易管理(全般) <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
 - ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
 - ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター <http://www.cistec.or.jp/index.html>
 - ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

8. お問い合わせ先

- 大学等知財基盤強化支援（権利化支援）についての連絡先

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）
知的財産マネジメント推進部 大学知財支援グループ
〒102-8666 東京都千代田区四番町5番地3 サイエンスプラザ
電話：03(5214)8413
FAX：03(5214)8476
E-mail：kenri@jst.go.jp
HP：<http://www.jst.go.jp/chizai/index.html>

9. 関連資料

1. 申請添付様式 1 発明概要
2. 申請添付様式 2 技術移転体制等の概要
3. 申請添付様式 3 各国での費用負担割合
4. 申請添付様式 4 ベンチャー起業の概要
5. 権利化支援に関する契約書
6. 権利化支援に関する契約約款

資料 1. 申請添付様式 1 発明概要 (青字は記入にあたっての注意事項)

JST 使用欄	
---------	--

大学等知財基盤強化支援（権利化支援）発明概要 (申請の際は必ず記入し添付して下さい)

※本様式は、大学知財担当者に作成頂くことを想定しておりますので、必要に応じ、申請担当者にお問い合わせをさせていただきます。

申請の種類を選択して下さい

申請の種類	(選択してください)
-------	------------

申請案件の基礎出願番号(指定国移行申請の場合は PCT 出願番号)を記載して下さい

基礎出願番号	
--------	--

※基礎出願が複数ある場合は、最初の基礎出願番号のみ記載して下さい。

要記入項目は申請の種類毎に異なりますのでご注意ください。

1. 発明の内容

要記入: **PCT新規** **移行から新規** **継続支援**

発明の内容 (この欄には発明の概略を記載して下さい(必須))	※この欄には発明の概略(技術分野及び発明の概要等)を要約して示してください。		
SDGs への貢献(※)	(選択してください)	(選択してください)	(選択してください)

※SDGs への貢献 『SDGs (持続可能な開発目標) 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ』で掲げられた世界的な 17 の目標への貢献について、該当するものを最大 3 つまでお選び下さい。目標の詳細、SDGs への貢献に関する JST の考え方については、以下の Web サイトを参照して下さい。

JST 持続可能な開発目標(SDGs)への科学技術イノベーションの貢献: <http://www.jst.go.jp/pr/intro/sdgs/index.html>

2. 申請前調査結果

[発明者が出願前に発表した最も近似する技術] 最大 4 技術を記載して下さい

要記入: **PCT新規** **移行から新規**

特許出願(出願日)、論文等(発表日)	本発明との差異、本発明の優位性
新規申請 (PCT 新規、移行から新規) の場合、必ずご記入下さい。申請機関による申請前調査が行われていない場合、受理できないことがあります。出願場目の発表がない場合には、出願後でも構いませんので、発明者自身の最も関連の深い論文等をご記入下さい。	

[他者の公知技術・従来技術 調査結果] 重要なものから最大 4 技術を記載して下さい

要記入: **PCT新規** **移行から新規**

特許出願(出願日)、文献等 (同一の技術・製造法等に関するものは、まとめて記載して下さい)	本発明との差異、本発明の優位性
現在、入手困難な非特許文献等は、該当箇所の写しを必ず添付して下さい。	
検索したデータベース名、検索期間、キーワードをご記入下さい。	
データベース:	検索期間:
キーワード:	

[IST 特許主任調査員による申請前の発明相談の有無]

要記入: **PCT新規** **移行から新規** **継続支援**

JST 特許主任調査員による申請前の先行技術調査の有無	なし	担当した特許主任調査員名及び、JST 管理番号(JST201x-xxxx)	
-----------------------------	----	---------------------------------------	--

※申請前に、JST の特許主任調査員による先行文献調査や発明相談等の人的サポートを受けた場合にご記入下さい。

本案件に関連して人的サポート/マネジメント強化支援を利用された場合は、本欄ご記入

3. 有用性

要記入： **PCT新規** **移行から新規** **継続支援**

有用性 (発明の効果、 実験データ等に 基づいた想定さ れる用途、従来 技術・競合技術 に対する優位性 に言及して下 さい。)			
	図面等を使用した説明資料がある場合は、追加資料の有無にて「あり」を選択し、追加資料のファイル名をご記入の上、申請時にあわせて資料を提出して下さい。		
	書ききれない場合や図面等を伴う説明資料がある場合は、自由様式で追加資料を別途添付して下さい。		
追加資料の有無	なし	追加資料ファイル名	

[応用分野] 有望なものから最大4分野を記載して下さい

要記入： **PCT新規** **移行から新規** **継続支援**

主な具体的応用分野	開発の進捗	技術の完成度
	(選択して下さい)	特定企業とのライセンス交渉が進展し、具体的な製品開発が進んでいる場合は「展開中」、現段階では実施企業の候補がない場合は「想定段階」を選択して下さい。
	(選択して下さい)	
	(選択して下さい)	
	(選択して下さい)	

※開発の進捗については、特定企業とのライセンス交渉が進展し、具体的な製品開発が進んでいる場合は「展開中」、現段階では実施企業の候補がない場合は「想定段階」を選択して下さい。

4. 外国出願の必要性、出願希望国とライセンス活動・市場規模等の状況

要記入： **PCT新規** **移行から新規** **継続支援**

外国出願の必要性 (国内出願のみでは不足し、国費の支援を受け外国出願を行うことの必要性)	
---	--

[活動がない場合も必ず記入して下さい]

[指定国移行段階の申請] 支援を希望する上位5ヶ国(希望が5ヶ国に満たない場合は全ての国)について記載して下さい。また、実施許諾契約や共同研究契約等、技術移転活動が着実に進められていることを示す文書を添付して下さい。

[PCT出願前の申請] 基礎出願に対する活動について記入し、既に海外へ活動を開始した場合も適宜記入して下さい。

希望順	国名	活動状況(※)	契約企業又は、ライセンスの想定企業	ライセンス計画・事業展開計画、予定時期、市場規模等 (希望国が5ヶ国を超える場合は、この欄に国名と希望順を記載して下さい)
1		-		契約企業又は交渉先について、相手先企業名と国籍を記入して下さい。具体的な企業名を伏せても構いませんが、相手先の所属国については情報提供をお願いします。 現地企業に対するライセンス活動だけでなく、日本企業との共同事業により当該国での事業展開が見込まれる場合もご記入下さい。
2		-		
3		-		
4		-		
5		-		

市場性調査の結果が有る場合は、調査結果について自由様式で追加資料を別途添付して下さい

別添の市場性調査の有無	なし	別添資料ファイル名	
-------------	----	-----------	--

※ 活動状況 1:現に実施料等収入がある 2:ライセンス契約がある 3:特定企業と交渉中 4:不特定企業に活動中 5:活動していない

[本申請案件に関する特許出願・活用戦略及び技術移転計画]

要記入： **PCT新規** **移行から新規** **継続支援**

出願・活用戦略及び技術移転計画 (先願・後願との関係、実用化に向けた活動状況や今後の計画について、簡潔に記載して下さい。)	
--	--

審議資料のうち、申請機関が作成する当該申請に係る「知的財産出願・活用戦略及び技術移転計画」説明資料の要点を簡潔にご記入下さい。

5. 国内出願後(またはPCT出願後)の研究・開発進展状況

要記入： **PCT新規** **移行から新規** **継続支援**

出願後の研究・開発の継続	(選択して下さい)	国内出願または PCT 出願を行ってから、申請までの研究開発の成果の有無及び、それに基づく出願書類の修正等についてご記入下さい。継続支援の審議では、PCT 採択時以降の進展が考慮されますので、状況について詳しくご記入下さい。
出願後の成果	(選択して下さい)	
新たに取得されたデータ、実用化に向けた新展開等 (PCT 出願前の申請では、国内優先権主張出願の予定の有無とその出願時期も記入して下さい)		
出願後の成果に基づく PCT 出願／指定国移行手続き前の修正の有無	追加・修正なし	新たに得られたデータ等に基づき、PCT 出願前／指定国移行手続き前に修正を行う予定がある場合には、追加・修正ありを選択して下さい。

国内出願または PCT 出願を行ってから申請までの研究・開発成果の有無について記入して下さい。

また、出願後の成果に基づく PCT 出願／指定国移行手続き前の修正の予定がある場合、「追加・修正あり」を選択し、「新たに取得されたデータ、実用化に向けた新展開等」欄で、その内容がわかるように記載して下さい。

6. JST 等、他事業の利用希望

要記入： **PCT新規** **移行から新規** **継続支援**

JST の J-STORE への掲載 (選択して下さい)	JST が実施する他の大学支援事業等への情報提供 (選択して下さい)
「大学発新産業創出プログラム」の公募情報の提供を希望する	(選択して下さい)

「希望する」を選択した場合、今後、他の支援事業担当者より本件に関するご案内をさせて頂く場合があります。

本項目の選択による他事業への応募・申請等を省略できるものではありませんので、ご注意ください。

「大学発新産業創出プログラム」の概要はこちらをご覧ください。 <http://www.jst.go.jp/start/>

7. その他

研究段階で JST による助成金を利用している／利用を計画している場合には、代表的な制度 1 つについて記載して下さい

規 **移行から新規** **継続支援**

他の JST 公募事業・助成金利用の有無 (選択して下さい)	JST 事業名	
	応募年度(西暦)	年
	採択状況	(選択してください)
日本医療研究開発機構 (AMED) 公募事業・助成金利用の有無 (選択して下さい)	事業名	
	採択年度(西暦)	年
	謝辞用課題番号	
本発明が、認定済特許群に該当する場合、特許群番号を入力下さい。(該当する場合、最新のロードマップを添付下さい)	該当する特許群番号 (G00-0000)	
本発明を JST「知財譲受」に情報提供した場合(予定含む)、その状況を記載下さい。		
その他特記事項・アピール事項等		

「他の JST 公募事業・助成金利用の有無」は、研究開発・技術移転活動における JST 事業の活用状況をご記入下さい。こちらは申請中あるいは採択されたものの情報をご記載下さい。不採択となった申請については記載する必要はありません。

「日本医療研究開発機構 (AMED) 公募事業・助成金利用の有無」については、当支援における知的財産審査委員会委員との利害関係の判断のために事前にお伺いするものです。ご申請の発明に関連した課題が採択されている場合のみ左欄で“利用している”をお選びいただき、採択されている事業名、採択年度、AMED「謝辞用課題番号」をご記入下さい。

8. 国際調査機関の否定的見解への対応

要記入： **移行から新規** **継続支援**

否定的見解への対応 (選択して下さい)	
否定的見解への対応に関する補足	
(1)国際調査報告・国際調査機関の見解書等の送付日、(2)国際予備審査請求日	(1) (2)
国際調査報告書 第Ⅷ欄「国際出願に対する意見」への対応(審査官の意見が付されている場合、対応について必ず記載下さい)	

否定的見解への対応と受理の基準に関する詳細は、募集要項を参照して下さい。

9. 基礎出願からの主な追加・修正事項

PCT 出願における基礎出願からの追加・修正の有無		(選択して下さい)		要記入： ☐ 移行から新規 ☐ 継続支援
主な追加・修正事項 (必ずしも請求項単位ではなく、関連する事項はまとめて記載して構いません)			JST コメントに基づく変更はチェック	
			☐	
修正箇所が多い場合、又は複雑な場合などは、適宜、対比表等を追加資料として提出して下さい。				
追加資料の有無		なし	追加資料ファイル名	

移行段階からの新規申請・継続審議申請において、PCT 出願時に基礎出願の内容に追加・修正等を行った場合には「追加・修正あり」を選択し、主な追加・修正事項について記入して下さい。

10. 指定国移行『PCT 出願支援審議時の条件とその対応』

指定国移行における PCT 出願支援審査時の条件・要望事項の有無		(選択して下さい)		要記入： ☐ 継続支援
条件・要望事項		その対応		
該当箇所が多い場合、又は複雑な場合などは、適宜、対比表等を追加資料として提出して下さい。				
追加資料の有無		なし	追加資料ファイル名	

PCT 出願審査時の「条件」を満足していない場合、原則、継続移行審査は不採択となりますので、PCT 出願審査時の「審議結果報告」を確認して下さい。

資料 2. 申請添付様式 2 技術移転体制等の概要 (青字は記入例)

大学等知財基盤強化支援 (権利化支援) 技術移転体制等の概要

- ・申請の際は必ず記入して下さい
- ・全体で A4、2 ページ程度を目安に記載ください

平成 年 月 日現在

1. 知財管理に関する体制

氏名	所属機関 部署	役職	本申請における立場
〇〇 〇〇	〇〇大学 産学連携センター 知的財産部門	部長	知的財産に係る責任者
〇〇 〇〇	同上	コーディネータ	申請 (事務) 担当者
〇〇 〇〇			特許経費に係る担当者

2. 技術移転に関する体制

氏名	所属機関 部署	役職	本申請における立場
〇〇 〇〇	〇〇大学 産学連携センター 知的財産部門	部長	技術移転に係る責任者
〇〇 〇〇		コーディネータ	技術移転に係る担当者

(※) 技術移転について TL0 等の外部機関と連携している場合は連携先機関の記載をお願いします。

3. 貴機関における技術移転計画

※下記点を含む内容として下さい (様式自由)。

- (1) 貴機関における技術移転に向けた取り組みや体制整備状況
- (2) (1)における本申請の権利化方針 (先願・後願との関係、基本発明・応用発明 等)

4. 貴機関における発明創出から技術移転までのフロー概要図 (様式自由)

※上記 1 ~ 2 の関係者の位置づけを入れて記載ください。

※貴機関の HP やパンフ等の組織図など使って図示頂いても結構です。

資料 3. 申請添付様式 3 各国での費用負担割合（青字は記入例）

大学等知財基盤強化支援（権利化支援）各国での費用負担割合

申請者の費用負担割合が、各国毎に異なる場合は、以下に記入して下さい

希望国	申請者							
	○ △ 大学	□ △ 大学						
米国	50	50						
EP	100	0						
EP(ドイツ)	100	0						
EP(フランス)	100	0						
EP(イギリス)	100	0						
中国	50	50						
台湾	100	0						

資料4：申請添付様式4 ベンチャー起業の概要（青字は記入例）

大学等知財基盤強化支援（権利化支援）ベンチャー起業の概要

- ・申請機関にてベンチャーを設立することにより実用化を目指す場合に、技術移転の傍証として提出してください。
- ・全体でA4、2ページ程度を目安に記載ください

平成 年 月 日現在

1. 大学発ベンチャーの起業に関する体制

氏名	所属機関 部署	役職	起業計画における位置づけ
〇〇 〇〇	〇〇大学 産学連携センター 知的財産部門	部長	機関における窓口
〇〇 〇〇	〇〇大学大学院〇〇科	発明者	技術顧問
〇〇 〇〇	元〇〇化学	元部長	代表取締役
〇〇 〇〇	〇〇キャピタル		資金提供
〇〇 〇〇	〇〇キャピタル		起業に対するアドバイス

2. 起業計画

2-1. 起業スケジュール

※ベンチャー設立までの想定スケジュールを記載してください。

※現時点で着手済みの項目と、今後の計画が見分けられるよう記載してください。

2-2. 起業の礎となる先願・後願

※本申請の特許以外に起業の礎となる先願、後願があればお示しください。

※公開前の特許出願の場合には、非公開特許文献としてその出願書類を提供してください。

3. 事業構想の概要

3-1. 発明の特徴と競合する類似研究・先行技術、既存ビジネスとの比較

※必要に応じて比較一覧表等を添付いただいても構いません。

3-2. 既存のビジネスモデルに基づく実用化が困難と考える理由

※本発明の事業化に、既存企業へのライセンスではなく、起業を選んだ理由を記載してください。

3-3. 上記の問題点を克服する新しいビジネスモデルあるいは構想

※当該発明をどのような形態で実施するのかを示してください。

4. 当該技術の事業化により実現される未来あるいは克服される社会的課題（自由記述）

資料 5. 権利化支援に関する契約書（青字は記載例）

権利化支援に関する契約書

〇〇大学法人〇△大学（以下「申請機関」という。）は、以下に掲げる出願（以下「基礎出願」という。）に基づく特許権取得及びその実施について、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）の費用支援を受けるために、権利化支援に関する契約約款（以下「契約約款」という。）を理解し、契約約款を用いることに同意し、ここに権利化支援に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

1. 科学技術振興機構整理番号： S2017-0041（契約番号:170041-044-007001）
2. 案件名： 細胞培養容器、観察用試料セル及び細胞培養方法
3. 優先権主張の基礎となる国内出願（基礎出願）：
出願番号： 2016-000000 2016/00/00 出願
出願人： 〇〇大学法人〇△大学

4. 支援対象

区分	国又は出願 [出願別整理番号]	支援割合
特許協力条約に基づく国際出願	PCT 出願 [180000-000-PCT00]	100%

5. 優先関係
- 機構と申請機関の間において、本契約締結との先後を問わず、基礎出願の対象となる発明に関する共同研究契約又は委託研究契約が存在する場合、かかる共同研究契約又は委託研究契約の規定が本契約に優先して適用される。

上記を証するため、本契約を作成し、機構及び申請機関は記名押印の上、各 1 通を保管するものとする。

平成 年 月 日

機構 東京都千代田区四番町 5 - 3 サイエンスプラザ
国立研究開発法人科学技術振興機構
分任契約担当者 知的財産マネジメント推進部長 原口 亮治

申請機関

資料 6. 権利化支援に関する契約約款

(定義)

第 1 条 本約款における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「本出願」とは、権利化支援に関する契約書（以下「本契約」という。）に記載された基礎出願に基づく優先権主張を伴う出願の内、本契約にその支援対象として定められたものをいう。
- (2) 「本指定国移行手続き」とは、特許協力条約（以下「PCT」という。）第 22 条（1）に基づく指定官庁（欧州特許庁も含む）への手続きの内、本契約にその支援対象として定められたものをいう。
- (3) 「締約国の指定」とは、欧州特許出願に際して申請機関が行う欧州特許条約締約国の指定のうち、本契約にその支援対象として定められたものをいう。
- (4) 「本特許権」とは、本出願、本指定国移行手続き又は締約国の指定を経て生じる特許権をいう。
- (5) 「支援対象国」とは、本出願、本指定国移行手続き又は締約国の指定を行うことによって本特許権が成立する国をいう。
- (6) 「支援割合」とは、(1) から (3) に関する出願における申請機関の持分比率あるいは費用負担率のうちいずれか低い比率をいう。
- (7) 「実施料収入」とは、一時金、ランニングロイヤリティー、不実施補償金、技術開示料オプションフィー、その他名称を問わず本特許権又はその特許を受ける権利に関して申請機関が第三者から収受したものと機構が認める対価をいう。
- (8) 「支援期間」とは、本出願及び本指定国移行手続き又は締約国の指定に関する審議を行った機構の知的財産審査委員会の開催日以降、本契約の終了日までの期間をいい、申請機関はこの期間に発生した第 3 条に定める費用について機構に請求を行うことができる。
- (9) 「請求期限」とは、第 3 条に基づき申請機関が機構にその費用を請求することができる期限をいう。
 - イ 支援期間内においては費用発生日（現地代理人の請求書発行日。現地代理人を介さない手続きの場合は国内代理人の請求書発行日）から 1 年が経過した日
 - ロ 機構による支援継続要否判断の結果支援終了となる場合においては機構の指定する日
 - ハ 申請機関からの支援終了申請がなされた場合においては機構の指定する日

(特許出願)

第 2 条 申請機関は、速やかに基礎出願に基づく前条（1）から（3）に関する出願手続きを開始するものとする。

(費用支出)

第 3 条 本特許権を成立させるために申請機関が支払った費用のうち、別紙 1「支援対象外費用」に該当せず且つ機構が認める費用について、本契約 4. 支援対象に記載された申請機関の支援割合に対応する額のうち 80%を、機構が申請機関に支出する。

- 2 申請機関は、前条第 1 項に定める本出願、本指定国移行手続き又は締約国の指定の後、前項に定める機構からの支出を受けるため、機構が別途定める様式及び必要書類により、費用発生の都度速やかに機構に請求を行うものとする。請求期限内に機構に請求書が到達しなかった費用については、申請機関はその支出を機構に求めることができない。但し、年度末等で機構から申請機関に別途請求書送付時期を指定する場合には、通知する指定期間内に申請機関は機構に請求を行うことができる。
- 3 申請機関の手続きの瑕疵により生じた発生した費用、本支援の趣旨に照らして不適切な用途に支出された費用及び支援対象費目であることが判別できる情報の付されていない費用は支援対象外とする。
- 4 著しく高額な請求については、機構が申請機関に個別に内容を確認し、支援対象外とする場合がある。

(実施料収入の取り扱い)

第4条 申請機関は、いずれかの支援対象国における特許を受ける権利又は本特許権に関して、実施料収入を得た場合、かかる実施料収入についての機構の事前の書面による承諾がない限り、前条に基づき機構が支出した費用のうち、当該支援対象国に関する費用支出相当額を次項以下に従い、機構に返還するものとする。

- 2 申請機関は、前項に基づく申請機関の支払いについて、当該支援対象国に関して機構が行った費用支出相当額の累計から前年度までの申請機関による返還額の累計を控除した額を上限として、機構が第8条及び第9条に定める報告に基づき各年度の実施料収入の額を確定後、速やかに当該実施料収入の額の半分を機構に返還するものとする。なお、本契約において、「年度」とは機構の事業年度である毎年4月1日から翌年3月31日までの期間をいうものとする。
- 3 PCT出願が支援対象となっている場合、PCT出願の移行手続き前に発生した全指定国に共通する手続きに関する費用(国際出願費用等)を本指定国移行手続きを行う国の数で除して得られた金額については、当該移行の行われた国に関する機構の費用支出相当額として算入されるものとする。
- 4 欧州特許出願が支援対象となっている場合、欧州特許の付与が公告されるまでの欧州特許出願締約国に共通する手続きに関する費用を締約国の指定が行われた国の数で除して得られた金額については、当該締約国に関する機構の費用支出相当額として算入されるものとする。

(費用支出の終了)

第5条 機構は、各支援対象国において次の各号の一の事由が生じた場合には、第3条に基づく機構の費用支出の全部又は一部を終了するものとし、括弧書きがあるときはそれぞれ括弧書きに定める日を、それ以外については機構が定める日をもって費用支出を終了する。

- (1) 前条に基づき支援対象国毎に計算された申請機関の返還額の累計が、機構の費用支出相当額の累計総額に至った場合
- (2) 当該支援対象国における特許を受ける権利又は本特許権が申請機関から第三者に対し譲渡された場合
- (3) 支援対象国において、拒絶査定が確定した場合、放棄、出願取り下げがなされた場合、もしくは本特許権について無効が確定した場合
- (4) 機構が当該指定国における本出願について移行手続きに関して支援すべきでないと判断した場合
- (5) 本出願において、指定国移行期限が到来した場合(指定国移行期限日)
- (6) 本出願、本指定国移行手続き又は締約国の指定において、申請機関からの支援終了申請がなされた場合(申請機関による終了申請日)
- (7) 申請機関が本契約の条項に違反した場合
- (8) 主務官庁からの指示、行政指導又は財政上の問題等により機構が本契約に基づく支援を行うことが困難な状況に至った場合
- (9) その他機構が必要と判断した場合

2 機構は、原則として本出願から3年が経過した時点において費用支出の必要性について支援対象国毎に検討し、その唯一の裁量に基づき必要性が低いと判断した場合には、申請機関にその旨通知の上、以降の費用支出を行わない。

(費用支出の終了に基づく支援費の返還)

第6条 前条第1項(3)、(5)、(6)、(8)及び(9)の事由により費用支出が終了した場合、機構の書面による別途の指示がない限り、申請機関は機構に対し、費用支出を終了した支援対象国に関する機構の費用支出相当額から申請機関が第4条に基づき返還した額を控除した額を返還するものとする。

2 前条第1項(2)に従い費用支出が終了した場合、機構の書面による承諾がない限り、申請機関は機構に対し、第3条に基づき機構が支出した金額全額から申請機関が第4条に基づき返還した額全額を控

除した額を返還するものとする。但し、返還額は本特許権の譲渡価格から申請機関の自己負担分（外国出願に係る機構の支援対象外の費用）及び本特許権の譲渡に要する費用（譲渡に伴う活動費用、名義変更費用、発明者への還元分）がある場合には、これを控除することができる。

- 3 第1項にかかわらず、申請機関の責によらずして前条第1項（3）に従い費用支出が終了した場合、返還を要しないものとする。
- 4 第1項にかかわらず、前条第1項（5）あるいは（6）に従い費用支出が終了した場合、申請機関における知的財産マネジメント戦略に基づく終了事由であり且つ機構が特に認める場合については、返還を要しないものとする。
- 5 前条第1項（7）に従い費用支出が終了した場合及び第12条に基づき本契約が終了する場合、機構の書面による承諾がない限り、申請機関は機構に対し、第3条に基づき機構が支出した金額全額から申請機関が第4条に基づき返還した額全額を控除した額を返還するものとする。
- 6 本条に基づく申請機関の支払い方法については、機構、申請機関別途協議の上定める。

（権利確保・実施許諾に関する努力等）

第7条 申請機関は有用な権利の確保に努めるとともにその経済性にも配慮するものとする。

- 2 申請機関は本特許権が実施されるよう最大限努力するものとする。
- 3 機構は、申請機関より希望があった場合は、J-STORE（研究成果展開総合データベース）により本案件にかかる内容を公開することができるものとする。公開する内容については機構、申請機関別途協議の上定める。

（実施許諾）

第8条 申請機関は、当該支援対象国における特許を受ける権利又は本特許権について、実施許諾を行う場合又は既に実施許諾が行われている場合あるいは第三者に対し譲渡した場合には、速やかに当該実施許諾の内容を機構に報告しなければならない。

（報告書の提出）

第9条 申請機関は、契約締結日から契約終了日まで年度ごとに当該支援対象国における特許を受ける権利又は本特許権につき所定の様式によるライセンス活動状況等報告書（電子ファイルに限る。）を機構に対し提出しなければならない。

（秘密保持）

第10条 機構及び申請機関は、本支援の実施にあたり相手方より開示を受け又は知り得た相手方の技術上及び業務上その他の一切の情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報（以下「秘密情報」という。）について、これを第三者に開示・漏洩してはならない。但し、相手方の書面による事前の承諾を受けた場合を除く。

- 2 機構及び申請機関は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約において秘密情報として扱わない。
 - （1）開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - （2）開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報
 - （3）開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - （4）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報
 - （5）相手方から開示された情報とは無関係に独自に取得したことを証明できる情報
 - （6）公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報

4 機構及び申請機関は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は関係する府省若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要且つ相当な範囲でこれを開示することができる。但し、開示する場合は、速やかに相手方へその内容を書面にて通知するものとする。

(協議)

第11条 本契約又は本約款の各条項について疑義が生じた場合及び本契約又は本約款に定めのない事項について、これを定める必要があるときには、機構、申請機関協議の上定める。

(契約解除)

第12条 機構及び申請機関は、以下に掲げる場合、何らかの催告を行うことなく本契約は直ちに解除できるものとする。

- (1) 相手方が本契約に違反し、当該違反行為の是正を書面で催告し、60日以内に当該違反行為が是正されない場合
- (2) 違反行為が客観的に治癒不可能である場合
- (3) 申請機関につき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算その他倒産手続開始の申し立てが行われた場合
- (4) 機構又は申請機関が解散した場合

(有効期間)

第13条 本契約の有効期間は、本契約の締結の日から、次の各号の一の事由が生じた日とする。

- (1) 本出願のうち PCT 出願の場合、本契約の締結の日から3年が経過した年度の末日
 - (2) 本出願のうち PCT 非加盟国への出願及び本指定国移行手続き又は締約国の指定の場合、基礎出願日から7年が経過した年度の末日
 - (3) 第5条に基づき費用支出を終了する場合、機構の指定する日
 - (4) 本特許権の不成立・無効が全ての支援対象国において確定する日
 - (5) 本特許権が全ての支援対象国において消滅する日のいずれか早い日
- 2 前条第二項又は前項に基づく契約の終了にかかわらず、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は存続するものとする。

別紙1 支援対象外費用

- 1) 日本国出願に関する費用
 - ・但し、PCT 出願の支援案件について、日本国への移行書面の提出(PCT19条補正・34条補正の写しの提出を含む)に係る公的費用及び付随する代理人費用は支援対象
- 2) 分割出願手続きに関する費用
 - ・但し、手続を行うかどうかの事前検討費用は支援対象
- 3) 審判請求に関する費用
 - ・但し、手続を行うかどうかの事前検討費用は支援対象
- 4) 訴訟、その他紛争処理に関する費用
- 5) 登録維持年金、その他特許料が納付された後の費用
 - ・但し、登録料に登録維持年金が含まれる場合の当該登録維持年金は支援対象
- 6) 1言語につき税抜き100万円を超える翻訳費用
- 7) 日当、交通費
- 8) 消費税